

1

移動等円滑化経路

整備の基本的な考え方

- 道等から利用居室及び住戸等、利用居室及び住戸等から車椅子使用者用便房や車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）とする。なお、当該利用居室が劇場等の客席の場合には、客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（車椅子使用者用経路）も含む。
- 移動等円滑化経路は、高齢者、障害者等と他の利用者が同じ経路を利用できるように計画し、やむを得ず別に設ける場合においても、他の利用者とは著しく異なる経路としない。

整備基準		解 説	望ましい水準
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（キに掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という。）にすること。		●移動等円滑化経路上にある敷地内の通路、出入口、廊下等、傾斜路、エレベーターその他の昇降機は、これら各項目に定める移動等円滑化経路等の整備基準に適合させる。	
ア 道等から利用居室までの経路	公共的施設に、当該公共的施設を利用し、当該公共的施設においてサービス等の提供を受ける者（以下「利用者」という。）の利用に供する居室（別表第1の9に掲げる公共的施設に設ける住戸又は住室（以下「住戸等」という。）を除く。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が別表第1の1、2、4及び11（(4)、(6)及び(7)の施設に限る。）に掲げる公共的施設に設ける利用者の利用に供する客席又は観覧席（以下「客席等」という。）である場合にあっては、当該客席等の出入口と車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる部分（以下「車椅子使用者用部分」という。）との間の経路を含む。イ及びウにおいて同じ。）	≪左欄記載施設≫ ◆「別表第1の9に掲げる公共的施設」：共同住宅等 ◆「別表第1の1、2、4及び11（(4)、(6)及び(7)の施設に限る。）」：官公庁の施設、社会福祉施設、教育文化施設、劇場等、展示場、運動施設 ●高齢者、障害者等が、道等から利用居室までの経路を円滑に利用できるよう、その経路のうち1以上を移動等円滑化経路とする。 ●利用居室が劇場等の客席の場合には、客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（車椅子使用者用経路）も移動等円滑化経路とする。 ●地形等の特殊性により、2敷地内の通路（2）又は(3)の移動等円滑化経路の整備基準への適合が困難な場合は、建築物の車寄せから利用居室までの経路の1以上を移動等円滑化経路とすることができる。	
イ 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路	公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）に設けられるものを除く。以下「車椅子使用者用便房」という。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。から当該車椅子使用者用便房までの経路	●車椅子使用者用便房を設ける場合は、高齢者、障害者等が利用居室から車椅子使用者用便房までの経路を円滑に利用できるよう、その経路のうち1以上を移動等円滑化経路とする。 ●利用居室がない場合は、道等から車椅子使用者用便房までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とする。	

	整備基準	解 説	望ましい水準
ウ 車椅子使用者用 駐 車 施 設 から 利用居室までの 経路	公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。）までの経路	●車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、高齢者、障害者等が車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路を円滑に利用できるよう、その経路のうち1以上を移動等円滑化経路とする。 ●利用居室がない場合は、道等から車椅子使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とする。	○建築物の出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路は、できるだけ短くすること。
エ 道等から住戸等 までの経路	公共的施設が別表第1の9に掲げるものである場合 道等から当該公共的施設の住戸等までの経路	≪左欄記載施設≫ ◆「別表第1の9に掲げるもの」：共同住宅等 ●共同住宅等では、高齢者、障害者等が道等から住戸等までの経路を円滑に利用できるよう、その経路のうち1以上を移動等円滑化経路とする。	
オ 住戸等から車椅子 使用者用便房 までの経路	別表第1の9に掲げる公共的施設に、車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から当該車椅子使用者用便房までの経路	≪左欄記載施設≫ ◆「別表第1の9に掲げる公共的施設」：共同住宅等 ●共同住宅等に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、高齢者、障害者等が車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路を円滑に利用できるよう、その経路のうち1以上を移動等円滑化経路とする。	
カ 車椅子使用者用 駐車施設から住 戸等までの経路	別表第1の9に掲げる公共的施設又はその敷地に、車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路	≪左欄記載施設≫ ◆「別表第1の9に掲げる公共的施設」：共同住宅等 ●共同住宅等に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、高齢者、障害者等が車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路を円滑に利用できるよう、その経路のうち1以上を移動等円滑化経路とする。	
キ 公共用歩廊	公共的施設が別表第1の12に掲げるものである場合 公共用歩廊の一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	≪左欄記載施設≫ ◆「別表第1の12に掲げるもの」：公共用歩廊 ●建築物が公共用歩廊である場合、その一方から他方までの経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、全ての経路を移動等円滑化経路とする。	
(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りではない。		●高低差が2cm以下で面取りされたものは段とみなさない。 ●水勾配（1/50以下）は傾斜路とみなさない。	○移動等円滑化経路以外の経路に段を設ける場合にも、段に代わり、又は併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。

□移動等円滑化経路のイメージ



